

大野太郎氏 博士学位請求論文「租税条約の経済学的考察」

審査報告

1. 論文の目的と構成

ヒト・モノ・カネの国境を越えた移動が進んでグローバル経済において国際課税問題への関心が高まっている。具体的には国家間の課税権の重複から生じる「国際的二重課税の問題」と、逆に国家間の課税権の空白に伴う「国際的租税回避の問題」が挙げられる。こうした問題は一国の課税当局のみで解決できるものではなく、国家間の協調が要請されることになる。それを実現するのが「租税条約」の役割である。租税条約とは主に(1)「国際的二重課税の排除」及び(2)「国際的租税回避の防止」を目的とした、租税に関する条約である。条約では国際的二重課税を排除するため、課税権の配分や二重課税の調整について規定を定めている。また、国際的租税回避の防止あるいは適正な税務執行のため、国家間の徴収共助や情報交換に関する規定も設けている。その他、納税者の権利救済・保護のため、相互協議というルールなどもある。大野氏の博士学位請求論文では2003年11月の「新日米租税条約」など現実の租税条約の規定に着目しつつ、その政策的効果を経済学的観点から理論的・実証的に解明している。具体的には(1)各国が選択する二重課税軽減措置の方式(第2章)、(2)情報交換規定の実効性(第3章)、(3)租税条約による政策協調が他の政策に及ぼす(第4章)、(4)租税条約の締結が海外直接投資に与える効果(第5章)という4つのテーマについて考察がなされている。

第2章：租税条約における二重課税軽減措置の選択

本章は「二重課税軽減措置」に注目した理論分析である。二国間租税競争モデルの下、各国には政府及び投資家(企業)が存在する。政府が保有する政策手段は、法人税率及び二重課税軽減措置である。ここでは投資家の所得について「事業所得」を念頭に置く。各国は外国法人に対しても国内源泉所得について課税を行う。しかし、このことが国際的二重課税の問題を引き起こす。こうした二重課税を放置すれば国際的な投資活動を妨げる恐れがあるため、多くの国では海外源泉所得への軽減措置を講じてきた。その形態としては(1)「外国税額控除方式」(外国政府へ納付した税額を国内で納付すべき税額から控除する方式)、(2)「国外所得免除方式」(国外で獲得した所得に対しては課税を免除にする方式)、(3)「外国税額損金算入方式」(本国で課税所得を計算する際、外国政府へ納付した税金を損金算入する方式)がある。本章は、こうした措置のうち最初の2つに着目、各国が credit 方

式と exemption 方式を選択する誘因とその結果として起こりうる均衡について理論的分析を施している。モデルは（両国間で資本が移動する）双方向型資本移動、（企業が自己資金で投資を賄う）内部資本調達型、政府による社会厚生最大化を特徴としている。モデルは（1）軽減方式を選択する第 1 ステージと（2） 選択した軽減措置の下で各国が独立に（非協調的に）税率を選ぶ（租税競争をする）第 2 ステージからなる。帰結する均衡は「サブゲーム完全均衡」となる。分析の結果、（1）均衡税率について国家間格差が生じること、（2）さらに軽減措置についても一方の国が credit 方式を採用、他方の国が exemption 方式を採用するといった非対称均衡が発生する可能性を示した。先行研究（Davies(2003)、Dickescheid(2004)など）との比較では（同質 2 国の租税競争モデルを用いて）軽減措置及び税率の点で非対称均衡となるところがオリジナルである。また、政府の戦略行動という点では(1)政府は credit 方式を選択する誘因を持つこと、但し、(2) 課税の租税競争効果が強く働くなど一部の状況下では相手国が credit 方式を選択する場合、政府は exemption 方式を選択することが示された。現在、日本は租税条約を締結する全ての相手国に対して一律に credit 方式を採用している。上記の結果より、こうした政策には一定の評価を与えることができる。但し、相手国が credit 方式を採用する場合、日本としては credit 方式から exemption 方式へ転換することで自国の厚生を高める可能性もある。

第 3 章：租税条約における情報交換規定の実効性

本章は「情報交換規定」に注目した理論分析である。そこでは二国間租税競争モデルの下、各国には政府及び個人投資家が存在する。政府の保有する政策手段は、資本所得税率及び情報交換水準となる。投資家の所得について「投資所得」を想定するため、資本所得に対する居住地課税と源泉地課税の税率が区別される。租税条約では通常、配当・利子等の投資所得は居住地課税原則の下で課税されることになっており、この居住地課税の実効性が租税条約内の情報交換によって支えられている。本章の目的はこうした点を背景に、各国政府が自発的に他国へ情報提供するインセンティブを持っているのかについて理論面からの考察を行うことである。政策決定は第 1 ステージでの情報交換水準、第 2 ステージでの税率選択の 2 段階からなる。「情報交換」は(1)「個別的信息交換」（相手国の要請に基づき、情報提供の依頼を受けた国がその事案に関する情報を提供するもの）、(2)「自動的信息交換」（交換される情報が制度上定期的に入手でき、かつ通常業務の一環として自動的に送付するもの）、(3)「自発的信息交換」（相手国からの事前要請なしに自発的に行われるもの）の 3 種類からなる。先行研究では主に(3)「自発的信息交換」のケースについてのみ扱ってきたが、本研究ではそれに加えて(1)「個別的信息交換」のケースについても扱う。タックスヘブン（租税条約に参加しない第 3 国）が存在しない場合、自発的信息交換、個別的信息交換双方において政府は完全情報交換を行うこと、すなわち保有する情報全てを相手国に提供するインセンティブを持つことを示した。タックスヘブンが存在する場合でも、自発

的情報交換、個別的情報交換がともに行われることが示される。但し、完全情報交換が達成されるまでには至らない。

第4章：租税条約の締結と他の政策への影響

本章は租税条約を部分的政策協調という側面から捉え、「(投資所得に対する)源泉地課税の軽減」及び「情報交換の強化」がもたらす影響に注目した理論分析である。そこでは二国間租税競争モデルの下、各国には政府及び個人投資家が存在する。政府の保有する政策手段は資本所得税率、情報交換水準、捕捉調査水準からなる。居住地課税を行う場合、課税当局が居住者の海外投資についてその事実を把握しておくことが前提となるが、実際、海外での経済活動を把握することは容易ではない。その点で租税条約における情報交換規定が重要な働きを持つ。しかし、課税を実現する上では課税や情報交換のみならず捕捉調査も重要な要素といえる。政府の持つ政策手段を(名目)税率と情報交換のほか、調査確率まで広げて考えた場合、先に述べた源泉地課税の軽減と情報交換の強化という協調は課税体系全体のうち一部の政策手段による「部分的な政策協調」として位置づけられる。本研究では租税条約を通して行われる「源泉地課税の軽減」及び「情報交換の強化」という部分的政策協調が、残された政策手段(居住地課税や調査確率)にどういった影響を与えるのかについて分析する。結果、政策協調として「源泉地課税の軽減」のみを実施する場合、各国の非居住者向けの調査確率と居住地課税の税率は低下し、これは概ね政府の税収損失をもたらすことが示された。部分的協調は残された政策手段による競争を却って促進しかねない。しかし、「情報交換政策の強化」を伴う政策協調を実施するならば、各国の非居住者向けの調査確率と居住地課税の税率はそれほど下がらず、政府の税収損失効果を抑制することができる。(租税条約を通じた)政策協調に当たっては参加国の裁量に残された政策手段に対する誘因効果を考慮する必要のあることが示唆される。

第5章：租税条約が海外直接投資に与える効果

ここまでの理論モデルでは、政府の政策が投資家の投資行動に影響を与えていることが「前提」となっている。その妥当性を検証しその結果次第では理論分析の枠組みを改めて検討し直すことが求められるだろう。本章は「租税条約」の締結が海外直接投資に与える効果に注目した実証分析である。租税条約の締結それ自体が(各機能がもたらす効果の合計として)海外直接投資の規模に与える効果を検証する。租税条約が海外直接投資に与える影響を考える際、二つの効果が考えられる。租税条約は投資の弊害を軽減・除去するものであるため、投資の増加に寄与すると考えられる。一方、租税回避を抑制する効果もあるため、投資の規模それ自体としては減少させうる。こうした点を踏まえ、租税条約締結が日本の対外直接投資(投資先：アジア諸国 13ヶ国、年：1981年～2003年)に与える効果

について、実証分析している。具体的には日本における租税条約の締結（新規締結及び改正）が海外直接投資に与える効果を調べる。例えば二重課税を解消するための取り組み、課税当局間の情報交換、移転価格への対応、トリートイ・ショッピング対策等が挙げられるが、これらは全て租税条約で取り込まれる措置である。また、租税条約の新規締結・改正双方で長期的効果及び短期的効果も検証されている。分析手法としてはダイナミック・パネル推定（system GMM 推定）が用いられている。内生性の問題についてもダイナミック・パネル推定で対処可能となる。実証分析の結果は次のようにまとめられる。第1に新規締結は長期的に見ると投資規模に対して正で有意な効果を与えている。第2に条約改正については投資規模に対して明確な効果が見られない。第3に日本がある国と条約改正を行うと、「間接的効果」によりアジアへの投資が増加することが示された。これらの結果を踏まえる時、ここ20年における租税条約の新規締結は投資規模の拡大に寄与してきた。一方、条約改正は「直接的」には効力を持ち得なかったが、しかし「間接的」にはアジア地域への投資規模拡大に寄与してきたと言える。

2. 論文への評価

経済のグローバル化に伴う資本・企業の国際的移動は「有害な租税競争」を喚起するとともに政府の課税能力を著しく制約するものと懸念されている。一方で二重課税の問題は本来生産的な投資を阻害することにもなりかねない。二重課税を回避しつつ、一定の課税権を確保するという難しい政策課題に多くの国々が直面しているのである。報告の冒頭でも述べたように租税条約はこうした国際課税問題に対処することを狙いとしている。これまで租税競争を扱った理論、実証研究は多かったが租税条約に関する論文はまだ少ない。大野氏の研究は現実の政策のみならず、学術的にも価値があるものと考えられる。なお、これらの論文のうち、「租税条約における情報交換規定の実効性」（第3章）と「租税条約の締結と他の政策への影響」（第4章）は既に査読付きジャーナル（いずれも経済政策ジャーナル）から刊行済みである。

とはいえ、論文の分析について異論がなかったわけではない。例えば、第3章の中で第3国が存在しない場合、なぜ（直接的効果と戦略的効果のうち）戦略的効果の方が常に大きくなって完全情報交換が達成されるのかなど理論的帰結に対する直感的な説明の追加が求められた。第5章の実証研究については、回帰式の定式化として、(1) 租税条約ダミーの「短期的効果」「中期的効果」「長期的効果」が持つ意味、(2) 「1997年ダミー」「1998年ダミー」（アジア通貨危機の影響の考慮）を説明変数に含むことの意義などが問われた。また、(3)、「投資先の法人税率」を説明変数に含む方が望ましいという指摘もあった。最初の2点については、質問に答えるような形での改訂（記述の改善、ダミーを除いたときの推定との比較）がなされている。最後の指摘についてはデータの制約上、今後の課題とし

て残されたが、研究の成果自体を損なうものではないと判断される。

以上のように大野氏の研究は学術的にも貢献度が高いことに加え、わが国の国際課税のあり方に有意義な示唆を与えるものと考え、審査員一同は大野太郎氏が一橋大学博士（経済学）を授与される資格を十分有していると判断する。

平成 20 年 2 月 27 日

佐藤主光（委員長）

渡辺智之

田近栄治

山重慎二

林 正義